

19 学校教育の充実について

(文部科学省)

【内容】

- (1) 学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、標準法における「乗ずる数」の見直しや加配定数の拡充により、教職員配置のさらなる充実を図ること。また、小学校6年生への35人学級の拡充にあたっては、少人数指導等に係る加配定数を削減することなく必要な定数を確保すること。さらに、中学校の35人学級編製の法制度化について、早期に実現を図ること。
- (2) 小学校中・高学年の教科担任制をさらに推進するため、2025年度以降も専科指導教員の加配を拡充するとともに、対象教科の拡大を図ること。
- (3) 優れた人材を教師として確保するため、人材確保法の趣旨を踏まえ、法改正を含めて教師の処遇の抜本的な改善策を講ずるとともに、必要な財源のあり方を適切に検討した上で、必要な財政措置を行うこと。また、育児休業取得者等が担当していた職務を正規の教員が行う場合にも義務教育費国庫負担金の対象とすること。さらに、奨学金返還支援について、学部段階の奨学金も対象とすること。
- (4) 児童生徒の心のケアや家庭環境等の支援などに適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに係る財政措置を拡充するとともに、養護教諭の複数配置の拡大について早期に実現すること。また、フリースクールに通う不登校児童生徒の保護者の負担を軽減するため、適切な支援制度を整備すること。
- (5) 学校施設環境改善交付金について、都道府県及び市町村が計画に沿って着実に事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。併せて、補助率の引上げ、実勢価格に見合った補助単価への引上げ、大規模改造事業の上限額引下げの見直し、屋内運動場の空調整備及び防犯カメラ整備にかかる国庫補助率の引上げ期間の延長といった財政措置の充実を図ること。

また、老朽化が進む建物等の計画的な改築又は減築、屋上防水・外壁改修などの部分改修や武道場・プールの改修事業も補助対象とすること。

加えて、現在、補助対象となっていない高等学校の施設整備についても、屋内運動場の空調整備や防犯カメラ整備などを含めて補助対象とし、財政

措置を講ずること。

- (6) G I G Aスクール構想の推進に向けて、G I G Aスクール運営支援センターの運営、端末更新及び通信ネットワークの増強等 I C T環境改善に必要な経費について、地方自治体の負担とならないよう、国が責任を持って十分な財政支援をすること。さらに、学習活動での積極的な I C T活用に向けて、情報通信技術支援員が十分かつ継続的に配置できるよう、特段の予算措置を講ずること。
- (7) 部活動の地域移行・地域連携を早期に実現し、学校の働き方改革を進めるため、「改革推進期間」以降も地域移行・地域連携に協力する地域クラブ等の管理運営や部活動指導員の確保について十分な支援を行うとともに、地方自治体や保護者等の負担とならないよう、特殊勤務手当に充てられている財源の活用を含め、財政措置を講ずること。

(背景)

- 小学校の教科担任制の強化、いじめ問題への対応、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能の強化、専任の特別支援教育コーディネーターの配置、へき地教育の振興、栄養教諭を中核とした食育の推進など学校における課題は多い。
- 小学校の35人学級を拡充するため、少人数指導に係る加配が振替えられることで、ティーム・ティーチングや習熟度別指導などへの取組に影響が生じる。
- 教科担任制の専科指導教員の対象教科は、外国語、算数、理科、体育とされているため、音楽や図画工作など専門性の高い教員の配置に影響が生じる。
- 育児休業取得者の増加による、代替教員となる臨時的任用教員の不足を解消するため、正規教員を代替とした場合も義務教育費国庫負担法の対象とする必要がある。
- 「学校の I C T環境整備に係る地方財政措置」及び「G I G Aスクール運営支援センター整備事業」は、2024年度までの予定であるが、I C Tを活用した教育を小中高と一貫して展開していくためには、端末の更新費も含め、国による継続的な財政支援が必要である。

(参 考)

◇ 育児休業者の状況 (2023年5月1日現在) ※名古屋市除く。義務教育学校は小・中を含む。 <参考>2017年

小	中	高	特支	合計	合計
1,175人	478人	203人	208人	2,064人	1,794人

◇ 養護教諭の配置状況 (2024年度) ※名古屋市除く

区分 (複数配置基準)	全学校数	左記のうち基準を超える学校数
小学校 (児童数 851人以上の学校)	700校	18校
中学校 (生徒数 801人以上の学校)	300校	27校

- ◇ 補助単価と施工単価の比較 (例) 空調単価 (GHP(ガス))
- 2024年度補助単価 34,700円/m² 2023年度 (知立市) 施工単価 49,700円/m²

20 就学支援の充実について

(文部科学省)

【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、支給月数の制限を緩和するとともに、併修により支給限度額を超過する授業料についても支給対象とすること。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、公私格差の是正のため、補助をさらに拡充するとともに、所得判定基準を簡素化すること。
また、就学支援金制度の見直しについては、都道府県の意見を聞き、その意見を反映したものとすること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに制度の更なる充実を図ること。また、支給に必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (4) 高等教育の修学支援新制度に係る私立専修学校専門課程に対する補助金について、制度の更なる充実を図るとともに、交付に必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (5) 私立小中学校等の家計急変世帯への支援について、他の支援制度同様、保護者の資産保有額を問わないものとするとともに制度の更なる充実を図ること。また、交付に必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (6) 学校給食施設整備に係る交付金について、地方公共団体が行う事業に対する財政措置の充実を図ること。また、学校給食費の徴収業務について、自治体で対応するため、担当職員の増員や公会計処理に係る業務システムの導入等、必要な財源を確保すること。加えて、学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、国の責任と財源による制度設計を行うこと。

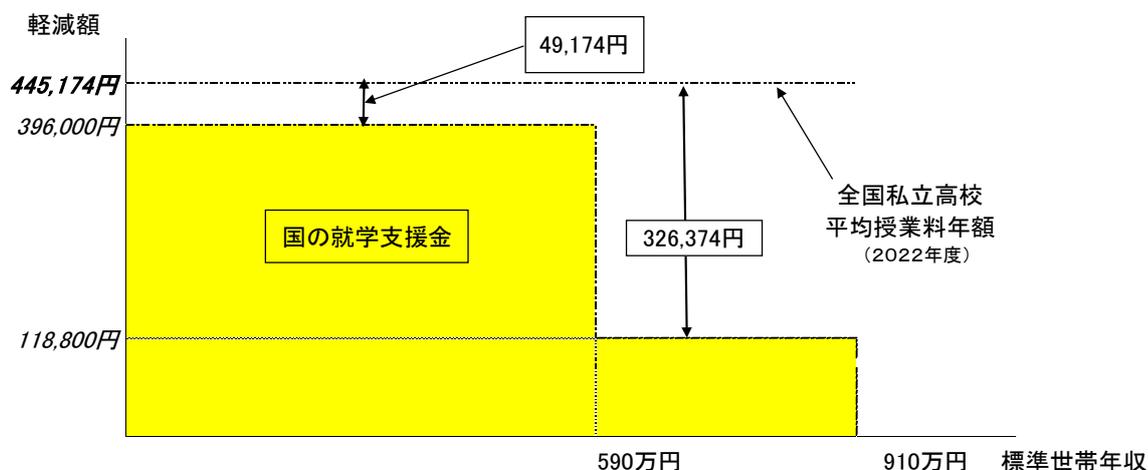
(背景)

- やむを得ない理由により留年した場合は、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れる。また、全日制・定時制・通信制の課程相互の間で一部の科目等の単位を修得し、在籍する学校や課程の単位数に加えることができる併修について、その授業料は支給限度額を超過した場合に就学支援金の支給がされない。

- 高等学校等就学支援金により、公立高校では年収910万円未満世帯の授業料無償化が実現しており、私立高等学校等においても、同等の実施が求められている。
また、所得判定は煩雑で容易に算出できない。なお、マイナンバーを活用した所得確認だけではなく、マイナンバーの提出がない場合は課税証明書等で判定せざるを得ない。
- 高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度であるが、高等学校等就学支援金制度では、生徒が在学している学校のある都道府県が支給する制度となっている。
- 私立小中学校等の家計急変世帯への支援は、り災・傷病等の家計急変事由の発生時点を入学期に限定しているが、入学以前に発生した事由により授業料の支払いが困難な状況に陥る場合も考えられ、制度の充実が求められる。
- 学校給食費の徴収業務については、2023年8月に発表された学校給食費に係る公会計化等の実施・検討状況調査の結果によれば、業務システムの導入・改修・運用に係る経費等が支障となっている実態が報告されている。
- 法律に基づいて実施されている給食について、自治体の財政状況などの理由で学校設置者により、学校給食費の保護者負担に格差が生じている。

(参 考)

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度



◇ 就学支援制度

		補助要件			補助(支給)上限額	事務経費に対する補助	県内私立学校の現況
		県内 在住	県内校 在学	所得基準			
高 校	就学支援金		○	・標準世帯年収590万円未満	396,000円	○	平均授業料 425,520円
	奨学給付金	○		・生活保護受給世帯 ・住民税非課税世帯	(国公立) 32,300円～143,700円 (私立) 52,100円～152,000円	×	
	私立専修学校 専門課程		○	・住民税非課税世帯 ・それに準ずる世帯	授業料 590,000円 入学金 160,000円	×	平均授業料 693,655円 平均入学金 177,900円
	私立小中学校	○	○	・家計急変後の年収が400万円未満相当かつ 資産保有額700万円未満の世帯	336,000円	×	平均授業料 436,737円

◇ 学校給食施設の建築単価・施工単価の乖離

2024年度 建築単価(文部科学省・共同調理場) 381,000円/㎡
 2022年度 本県春日井市東部調理場
 新調理棟施工単価(共同調理場) 約624,300円/㎡

2 1 女性の活躍促進について

(内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍に向けて、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力に推進すること。
- (2) 企業の多くを占める中小企業において、女性の活躍が一層促進されるよう、職場環境の整備など企業の取組を支援する効果的な施策を充実すること。
- (3) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援の継続・拡充や、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うとともに、地方公共団体等が実施する取組の先進事例等を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (4) モノづくり産業の強化に不可欠である女性の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の選択を支援するなど、女性技術者・研究者・技能者の育成を図ること。

(背景)

- 本県企業の 99.7%を占める中小企業においては、女性の活躍が進んでいない企業の割合が高く（(参考) 参照）、依然として、女性が十分に活躍できていない状況にあることから、中小企業の具体的な取組を後押しする、更なる効果的な施策を充実させるとともに、企業経営者を始めとする社会全体の理解増進のため、広報啓発や経済界への働きかけを強力に推進し、気運の醸成を図ることが必要である。

- 本県では、これまで地域女性活躍推進交付金を活用して、「あいち女性の活躍促進サミット」の開催、「あいち女性輝きカンパニー」（女性活躍企業）の認証制度の創設等を行ってきた。

2023 年度には、県内全域で市町村や商工会議所等と連携して、中小企業向け女性活躍推進セミナー及び相談会を実施するとともに、様々なロールモデルを紹介する冊子を作成することなどにより、中小企業への女性活躍推進に向けた働き掛けを実施した。



2023 年度「中小企業女性活躍推進事業」作成冊子



あいち女性の活躍促進サミット 2023



2023 年度中小企業のための女性活躍推進セミナー

○ 今後、こうした事業を継続・拡大しながら、より多くの企業における取組を加速させていくためにも、当該交付金の継続と、交付金（特に、活躍推進型）の十分な予算の確保、補助率の引き上げが必要である。また、中小企業に広く浸透させるためには、地道な働き掛けが求められることから、新規性に関わらず継続による効果や必要性に重点を置いた運用を行うなど、支援内容の拡充が必要である。

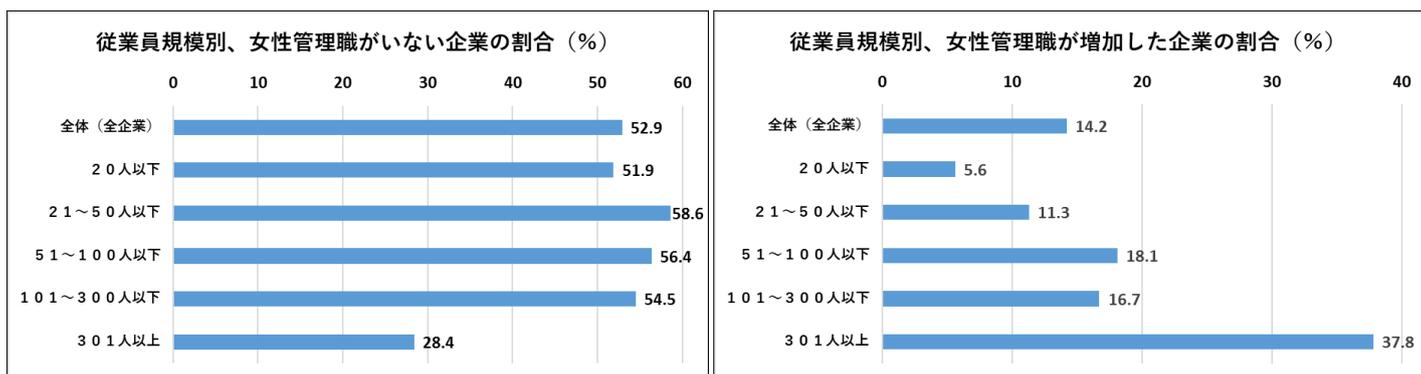
○ 我が国の製造業の専門・技術職に占める女性比率は 12.4%（令和 2 年国勢調査）、大学における女子学生の割合が、理学 27.9%、工学 16.1%（文部科学省「令和 5 年度学校基本調査」）と低い現状にある。

経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は国をあげての急務であるため、女性技術者等の育成支援が強く求められる。

(参 考)



◇ 「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」結果（2019 年 7～8 月調査）
～規模の小さな企業ほど、女性の活躍が進んでいない～



※愛知県内に本社のある企業を対象（無作為抽出）に郵送調査を実施（有効回答数 1,707 件）。

◇ 2024 年度 地域女性活躍推進交付金活用事業の概要

<p><企業魅力発信事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内大学の就職支援センターへの訪問や就職支援イベント等を通じた、女子大学生への「あいち女性輝きカンパニー」のPR強化。 ・若年層に向けて女性活躍推進企業やロールモデル等を紹介するリーフレットや動画を制作し、大学への訪問の際に活用。 	<p><中小企業女性活躍推進事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍に取り組む中小企業の裾野拡大を図るため、アンケート調査や市町村と地元経済団体等による意見交換を実施し、その成果をPRする「女性の採用」に特化した取組ガイドの作成やセミナーを開催。
---	--

22 こども政策の充実について

(こども家庭庁、厚生労働省)

【内容】

- (1) 「こども未来戦略」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等、「こども・子育て支援加速化プラン」を早期かつ着実に進めるとともに、施策の充実に伴って生じる地方の財政負担について、国の責任において引き続き必要な財政措置を講じること。
- (2) こども政策の充実のため、以下の項目について支援策を講じること。
 - ・結婚支援等の地域少子化対策重点推進交付金制度について、補助対象となるメニューの充実や更なる補助率の引上げ、十分な予算の確保を行うこと。
 - ・子育てに係る経済的負担軽減のため、子どもに関する医療保険の更なる充実、又は子どもの医療費に対する新たな国の支援制度の創設を図ること。
 - ・1歳児の保育士等の配置基準改善を早期に行うとともに、給与改善など更なる処遇改善を図ること。
 - ・放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指すため、施設整備や人員確保に資する安定的な財源を確保すること。
- (3) 地域の実情に応じ地方自治体が独自の判断で行う対策については、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、地方財源について確実に措置すること。

(背景)

- 国は2023年12月に、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、取り組むべき政策強化の基本的方向を示す「こども未来戦略」を決定し、「こども・子育て支援加速化プラン」の大宗を2026年度までに実施するとした。
- こども政策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じて行う独自の施策が両輪となることでより効果的なものとなるため、国における施策の充実と、それに伴う十分な地方財源の確保に加え、地方が地域のニーズを踏まえた施策を展開できるよう、自由度の高い地方財源の確実な措置が必要である。

(参 考)

◇地域少子化対策重点推進交付金の国補助率

補助率	補助メニュー例
3/4	・ A I を始めとするマッチングシステムの高度化 ・結婚支援コンシェルジュ事業
2/3	・結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築 ・婚活イベント、スキルアップセミナーの実施
1/2	・子育て支援パスポート ・結婚新生活支援事業（新婚世帯へ家賃・引っ越し費用等を補助）

◇子どもの医療費に対する県内の支援状況（2024年4月1日現在）

〔愛知県制度〕

- ・医療保険の自己負担額の無料化を行う市町村への補助（負担割合：県1/2、市町村1/2）
- ・補助対象は、「①通院医療は小学校就学前まで」、「②入院医療は中学校卒業まで」

〔県内54市町村の拡大等状況〕

受療区分	①通院医療		②入院医療		
	中学校卒業まで	高校卒業まで	中学校卒業まで	高校卒業まで	大学等卒業まで
対象範囲	16市町	38市町村	2市町	47市町村	5市町

◇保育士配置改善に関する愛知県の単独施策

区 分	低年齢児途中入所円滑化事業費	1歳児保育実施費
対 象 事 業	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置する事業	1歳児に対する保育士の配置を充実するよう人件費を助成することにより、保育体制の充実と低年齢児受け入れの促進を図る事業
補 助 要 件	低年齢児(0～2歳児)が年度途中に3人以上入所した民間保育所	1歳児担当保育士の配置割合を国基準(6:1)より充実させるための人件費(公立・民間保育所)
補 助 先	市町村(政令指定都市及び中核市を除く)	市町村(政令指定都市及び中核市を除く)
補 助 率	県1/2(市町村1/2)	県1/2(市町村1/2)
補助基準額	担当保育士1人あたり 500,000円/年	1歳児受入児童数×補助単価×12か月 <低年齢児受入率> 30%以上 40%未満:1歳児1人月額 6,000円 40%以上 :1歳児1人月額 12,000円
予 算 額 (2024年度)	60,000千円	144,576千円

◇令和5年賃金構造基本統計調査に基づく保育士給与の状況（単位：千円）

区分	全国				愛知			
	平均年齢	勤続年数	年収換算	月収換算	平均年齢	勤続年数	年収換算	月収換算
全職種	43.9歳	12.4年	5,069.4	422.5	43.2歳	12.8年	5,320.4	443.4
保育士	38.0歳	8.5年	3,969.0	330.8	36.1歳	8.0年	3,951.2	329.3

◇放課後児童クラブ、登録児童及び待機児童数の状況（国調査：毎年5月1日現在）

〔愛知県〕

※2020年度は7月1日現在

調査年度		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
合計	クラブ数	1,145	1,153	1,164	1,195	1,216	1,219	1,227
	支援の単位数	1,436	1,514	1,556	1,601	1,634	1,660	1,700
	登録児童数	54,469	57,781	60,234	60,349	60,660	60,999	63,988
	待機児童数	926	767	863	470	430	465	570

◇愛知県が独自で行う対策例（2024年度）

市町村や民間の婚活イベントへの支援	市町村や民間非営利団体が開催する婚活イベントに対し補助
男性の育児休業取得を促進する中小企業等への支援	男性従業員が育児休業を取得した県内中小企業等に対して奨励金を支給
低所得世帯への子育て支援	「出産・子育て応援交付金」の給付事業について、県独自に1歳6か月児及び3歳児健診時にそれぞれ5万円を給付

2 3 新型コロナウイルス感染症について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 感染状況の積極的な調査及び流行パターンの解析を継続して進め、各自が流行状況を客観的に判断できるよう、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様な全国統一した基準を早期に設定すること。
また、変異株について、分析結果や具体的感染事例、効果的な感染予防策等、詳細な情報を提供すること。
さらに、罹患後症状について、治療法の研究開発を進めるとともに、その結果を速やかに情報提供すること。
- (2) 2024 年秋冬に予定されている新型コロナワクチンの定期接種について、被接種者の経済的負担軽減を図るため、不交付団体を含め地方自治体に過大な負担が発生しないよう、財政支援を行うこと。
- (3) 国の予防接種健康被害救済制度については、引き続き、審査の迅速化及び透明化に努め、請求者に対して、審査状況及び認否の理由を十分に説明できるようにすること。
また、ワクチンの接種及び副反応の状況並びに接種後の健康状況について、引き続き、実態把握に資する調査・研究等を進めるとともに、その結果を速やかに情報提供すること。

(背景)

- 2023 年 8 月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に都道府県が独自に住民に注意喚起するための医療ひっ迫の目安が示されたが、全国統一的な基準は未だ定められておらず、各自治体の判断で注意喚起を行っている。
- 新型コロナウイルスは変異を繰り返しており、今後、現在主流のオミクロン株よりも病原性が高い変異株が出現し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。
- 2023 年 9 月に公表された厚生労働省の研究班の調査結果によれば、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状がある方は、成人感染者の 1 割から 2 割に達するといわれている。本県においても、罹患後症状に関する支援の検討に当たり、2024 年度に実態調査を実施することとしている。一方、罹患後症状はいまだその原因やメカニズムが解明されておらず、標準的な治療法も確立されていない。

- 予防接種法により、定期接種に要する費用は市町村が支弁するものとされている。一方で、同法により、市町村は被接種者等から実費を徴収することができる。こうした中、インフルエンザワクチンと比較して、新型コロナウイルスワクチンの接種費用は高額となることが想定されている。
- 予防接種健康被害救済制度では、健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、給付が行われるものであり、認否の審査は国が行っているが、愛知県内の5月末時点での申請受理件数は651件であり、その約2割の158件が審査中となっている。また、審査終了までの期間も長期化している。
- 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状については、厚生労働省の審議会において議論され、ワクチンの安全性に係る評価が行われているが、ワクチン接種後の長引く症状については、その実態等は明らかとなっていない。

(参 考)

【県の副反応等見舞金及び国の予防接種健康被害救済申請状況】
(2024年5月末時点の集計件数)

症 状	県の副反応等見舞金		国の予防接種健康被害救済申請状況			
	申請受理 件数	支給済 件数	受理件数 (※)	うち認定	うち否認	うち審査中
1 アナフィラキシー	69件	69件	70件	65件	3件	2件
2 血栓症	9件	9件	9件	7件	2件	
3 心筋炎	31件	31件	32件	28件	1件	3件
4 心膜炎	8件	8件	8件	6件	1件	1件
5 死亡に至った症状	41件	39件	68件	34件	4件	30件
6 その他の症状	435件	434件	464件	271件	71件	122件
合 計	593件	590件	651件	411件	82件	158件

(※)受理件数とは、市町村から愛知県に進達があった件数を指します。

2 4 地域における医療提供体制の確保について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医師の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。特に、地域枠については、恒久定員内での設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分確保されるまで医学部臨時定員増を延長できるようにすること。
- 医師の働き方改革については、医師の健康確保と地域医療の両立が図られるよう、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、都道府県と十分に協議し、必要な支援を行うこと。
- (2) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう、十分な財源を確保すること。また、基金の配分については、都道府県の人口規模などを考慮するとともに、年度当初から事業実施できるよう内示時期を早めることとし、さらに、都道府県において各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとするなどの見直しを図ること。

(背景)

- 地域や診療科の偏在による医師不足問題は、依然として大きな課題となっている。
- 本県の医療施設に従事する人口10万人当たり届出医師数は全国平均をかなり下回っている。一方で、医師偏在指標は、医師少数でも多数でもない都道府県となっている。両指標には乖離があり、医師偏在指標が本県の現状を十分に反映しているとは言えないことから、今後も医学部臨時定員増による地域枠を設置し、医師を養成していく必要がある。

<本県の医師偏在指標>

分類	区分	医師偏在指標	<参考> 医療施設に従事する 人口10万対医師数
	全国	255.6	256.6
医師多数都道府県 上位33.3% (1位~16位)			
医師少数・多数以外の 都道府県 (17位~31位)	愛知県	240.2 (全国28位)	224.4 (全国38位)
医師少数都道府県 下位33.3% (32位~47位)			

※医師偏在指標

人口10万対医師数に、医師需要や人口構成、医師の性別・年齢分布等を考慮して算定したもの

- 医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、2025年度末まで延長することが決まっており、本県の地域枠の入学定員も現状の定員数（32名）を維持することとしている。
- 病院勤務医不足等は、医師養成数や臨床研修、診療報酬といった制度が大きく関わっており、制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策が必要である。
- 2024年4月から医師の時間外労働上限規制が適用され、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間（B・C水準：年1860時間以下）を適用する医療機関を都道府県が指定する。指定医療機関においては、健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等の措置を講ずることとなる。

<医師の時間外労働上限規制と健康確保措置の適用>

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A （一般労働者と同程度） ※一般労働者の上限720時間	960時間	義務	努力義務	
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B （救急医療等）				
C-1 （臨床・専門研修）				
C-2 （高度技能の修得研修）	1,860時間			

《医師の健康確保》

- ・面接指導・・・健康状態を医師がチェック
- ・休息時間の確保・・・連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

- 基金（医療分）については、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、2025年度の事業実施に向け、基金の十分な財源を確保していく必要がある。
- 2024年度予算では基金（介護分）が対前年度で210億円の減額となっている。2024年度からの第9期介護保険事業（支援）計画の適切な実施のため、基金の十分な財源を確保していく必要がある。

<基金規模（全国）>

年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
医療分	1,194億円	1,179億円	1,029億円	1,029億円	1,029億円
介護分	824億円	824億円	824億円	734億円	524億円
計	2,018億円	2,003億円	1,853億円	1,763億円	1,553億円

※国と地方との合計額（負担割合：国2/3、都道府県1/3、一部国10/10）

25 国民健康保険の基盤強化について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐える財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (2) 国保運営の在り方の見直し及び国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行うこと。特に、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置の廃止及び子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充を図ること。

(背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料(税)収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫する状況であった。
- このため、2018年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年3,400億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、今回の強化策に加え、更なる財政基盤の強化が必要である。
- また、障害者医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。
- 子ども医療費助成に係る減額措置については、2024年度から廃止されたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない。
- 子どもに係る保険料(均等割)の軽減措置については、2022年度から実施されているが、対象が未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充を図ることが必要である。

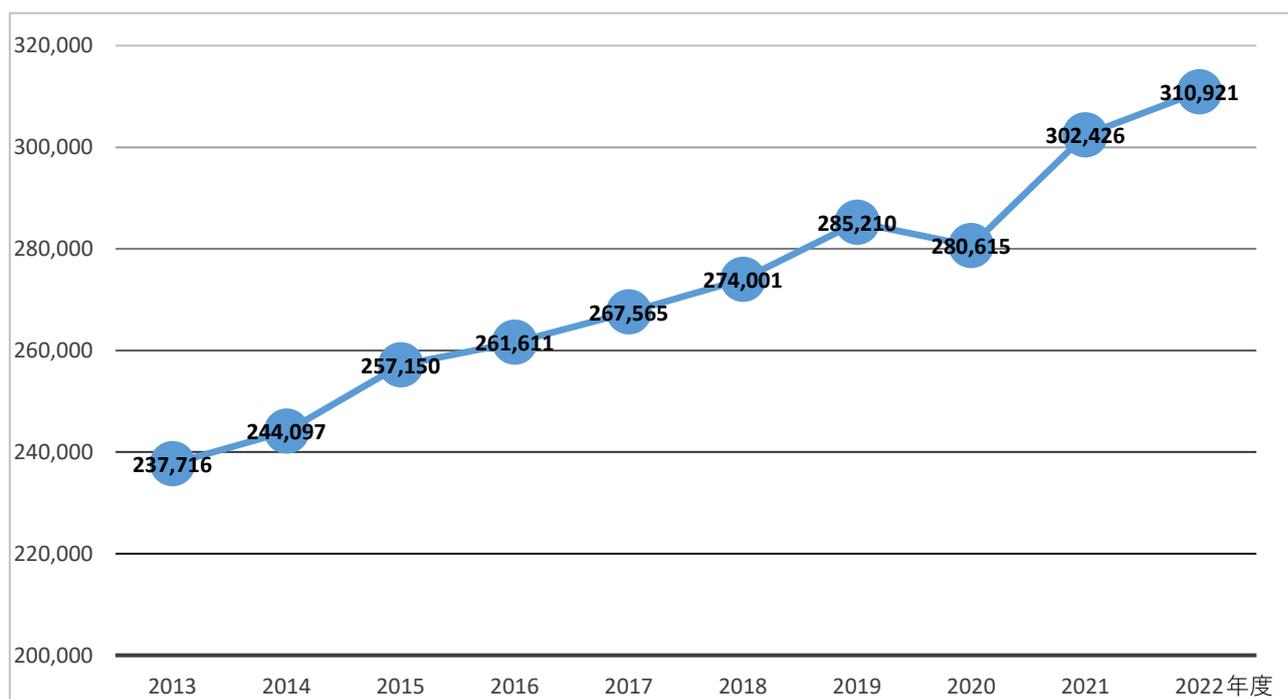
(参 考)

◇ 市町村国保の運営状況

2021 年度

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74 歳被保険者の割合	45.5%	44.5%	8.3%	3.6%
	無職者の割合	43.3%	42.0%	—	—
	年間所得 200 万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総報酬額の割合)	79.1%	66.9%	11.5%	4.7%
	一人当たり医療費	39.5 万円	36.3 万円	19.4 万円	17.1 万円
	保険料負担率	9.6%	8.7%	7.2%	5.7%
財 政	保険料収納率	94.24%	95.57%	—	—
	一般会計からの法定外繰入 (決算補填)	674 億円	29 億円	—	—
	前年度繰上充用	110 億円	0 円	—	—

◇ 本県国保の一人当たり保険給付費の推移 (年度)



26 障害のある人の地域生活を支える体制の整備について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 障害者の地域生活移行を進めるための住まいの場となるグループホームや生活介護などの日中活動系サービスの計画的な整備に係る財政措置を講じること。
- (2) 地域生活支援事業については、都道府県や市町村が必要な事業を確実に実施できるよう、地方に超過負担が生じない十分な財源措置を講じること。
- (3) 障害者総合支援法による共同生活援助を全国的に運営する株式会社恵（以下、「当該法人」という。）の一部の事業所に対する行政処分によって、連座制の適用を考慮すると当該法人が運営する共同生活援助の閉鎖が相次ぐことが危惧されるため、以下の事項については必要な措置を講じること。
 - ・ 利用者の方々が、引き続き適切な福祉サービスを利用できるよう、当該法人を指導するとともに、関係自治体を支援すること。
 - ・ 当該法人が事業譲渡を検討する場合には、客観性の確保及び譲渡先での法令順守の徹底が図られるよう、当該法人を指導すること。

(背景)

- 都道府県・市町村においては、国の定める「基本指針」に沿った障害福祉計画及び障害児福祉計画を2023年度に策定したところであるが、基本指針に沿った成果目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでいくためには、障害のある方に対する支援の提供体制の計画的な整備が求められる。
- 国の社会福祉施設等施設整備費補助金については、障害児施設分が2023年度からこども家庭庁に移管されたところであるが、当初予算規模は、2021年度以降大きく減少したままである。本県の計画達成に必要な地域のニーズに対応していくためには、来年度当初予算において大幅な増額が必要である。
- このため、国庫補助の実施にあたっては、引き続き、当初予算において基盤整備を確実にを行うための必要な財源を確保するとともに、必要に応じて補正予算措置をすることにより、協議のあるものについて全て採択することが望ましい。
- 特に、障害のある人の地域生活の場として中心的な役割を担うグループホームや日中活動系サービスは、地域生活支援拠点等の必要な機能のさらなる強化・充実を図るうえでも、地域の実情を踏まえて整備を進めていく必要がある。

- 一方、障害者総合支援法に基づき、県や市町村が実施する「地域生活支援事業」については、国は1/2を補助することとしているが、実際に交付される地域生活支援事業費補助金及び重層的支援体制整備事業交付金は予算の範囲内とされ、補助所要額は増加傾向である一方、当該補助金及び交付金の予算額の合計は減少傾向で、かつ、補助所要額を大きく下回っている状況であり、事業を安定的に実施していくために、十分な財源措置を講じる必要がある。
- 障害者総合支援法による共同生活援助を全国的に運営する株式会社恵に関しては、食材料費の過大徴収等が報道され、現在、法に基づく監査が全国的に実施されている中、一部の事業所に対して指定の取消がされた場合、連座制の適用を考慮すると当該法人が運営する共同生活援助の閉鎖が相次ぐことが危惧される。こうした行政処分が利用者にも与える影響は最小限にする必要がある。

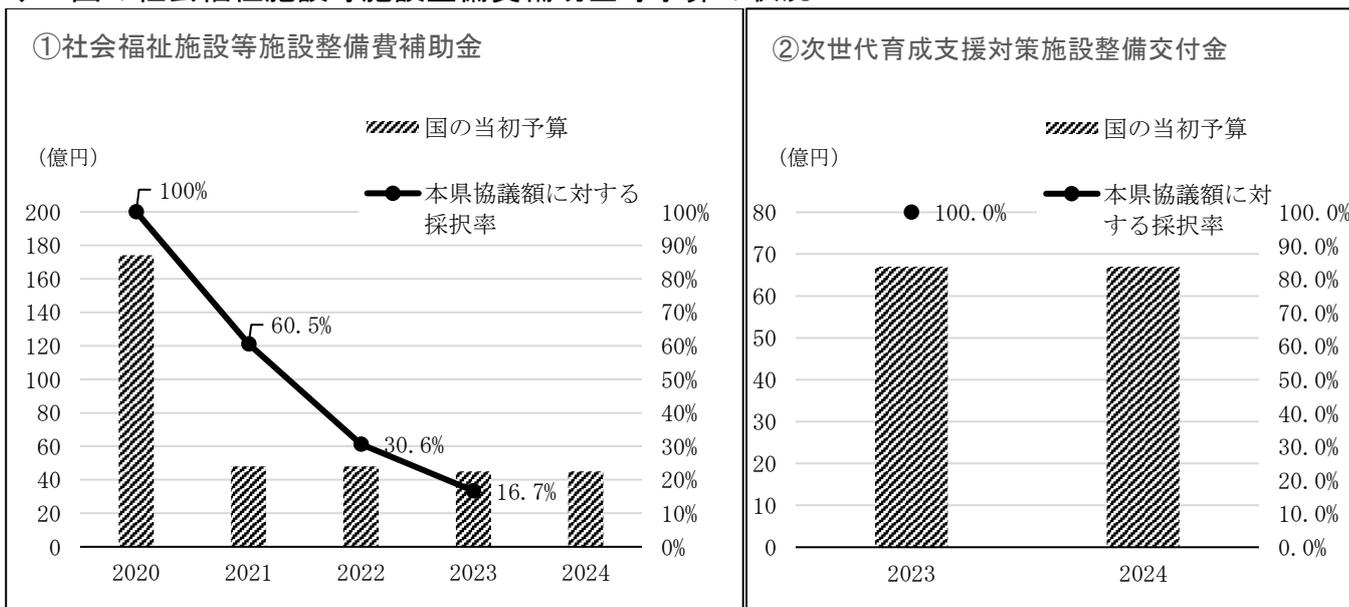
(参 考)

◇ 本県のグループホーム整備計画

(単位:人/月)

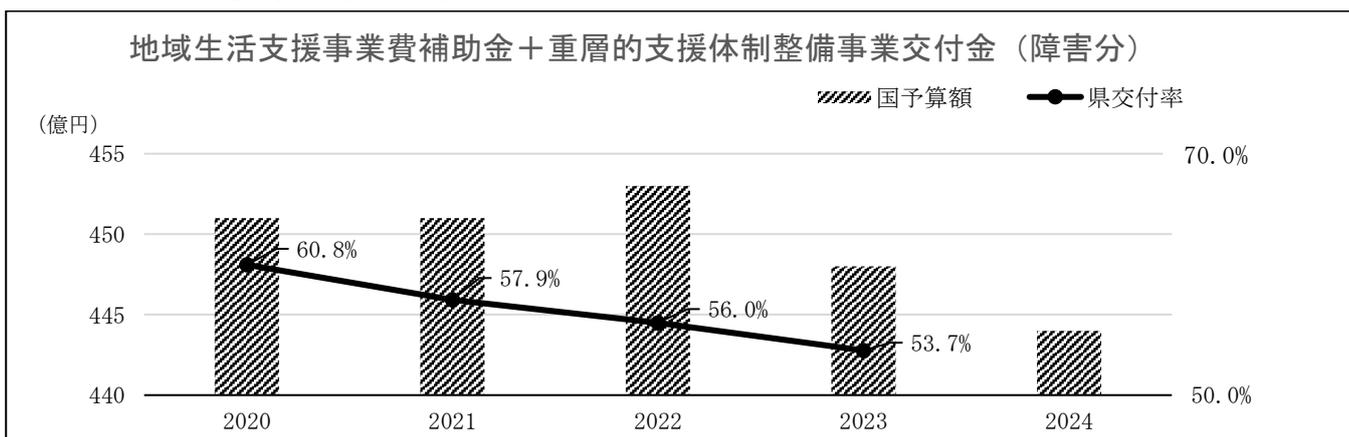
2022年度 (2023年3月実績)	第7期障害福祉計画		
	2024年度	2025年度	2026年度
8,919	10,526	11,422	12,369

◇ 国の社会福祉施設等施設整備費補助金等予算の状況



※2023年度から障害児施設分が次世代育成支援対策施設整備交付金に移管された。

◇ 地域生活支援事業等の財源措置状況



27 特別支援教育の充実について

(文部科学省)

【内容】

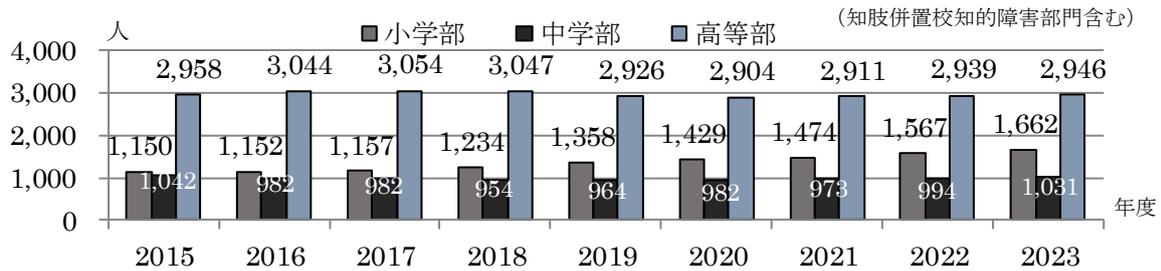
- (1) 学校施設環境改善交付金について、都道府県及び市町村が計画に沿って着実に事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。特に、大規模改造事業の上限額が大幅に引き下げられたことから上限額を見直し、特別支援学校における教育環境整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) インクルーシブ教育システムを推進し、幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育の現場が抱える複雑、困難な課題に対応するため、義務標準法等を見直し、学級編制の標準の引き下げを行うとともに、特別支援教育支援員や医療的ケアを行う看護師等の人的配置並びに施設設備の整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、特別支援学校教諭等免許状の保有率向上や、専門的な知識・技能を有する教員の養成、教員の専門性向上を目的とした研修並びに支援・指導方法の研究に対する財政措置の充実を図ること。

(背景)

- 夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めるため、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 施設のバリアフリー化などへの対応のために措置されている大規模改造事業（障害児等対策）は、高等学校は対象になっていないが、インクルーシブ教育システムの推進を図るためには、高等学校に対する財政措置も必要である。
- インクルーシブ教育システムを推進し、多様な教育ニーズに対応していくためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備とあわせて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実・整備が必要である。
- 切れ目ない支援体制整備充実事業（看護師、外部専門家の配置）においては、都道府県等が配置する人数に応じた予算を、国において確実に確保する必要がある。
- 小中学校における特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率は、26.4%（2023年度本県）に留まっている。専門性の観点から、保有率の向上が望まれる。

(参 考)

◇知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（本県国公立）（各年度5月1日現在）



◇知的障害特別支援学校の教室不足解消に向けた取組

教室不足が課題となっている学校名	対 応	
愛知県立	一宮東特別支援学校 佐織特別支援学校	2014年 いなざわ特別支援学校開校
	豊川特別支援学校	2015年 豊橋市立くすのき特別支援学校開校（県から財政支援）
	半田特別支援学校	2018年 大府もちのき特別支援学校開校
	春日台特別支援学校	2019年 瀬戸つばき特別支援学校開校
	みあい特別支援学校	2020年 増築校舎供用開始
	安城特別支援学校	2022年 にしお特別支援学校開校
	いなざわ特別支援学校	2025年 増築校舎供用開始予定
	一宮東特別支援学校	2026年 小牧特別支援学校に校舎増築（知的障害部門）供用開始予定
	三好特別支援学校	2027年 西三河北部地区新設特別支援学校開校予定
名古屋市立南特別支援学校	2015年 名古屋市立南特別支援学校分校開校（県から財政支援）	
名古屋市立守山特別支援学校	2021年 増築校舎供用開始（県から財政支援）	
名古屋市立特別支援学校	2024年 名古屋市立若宮高等特別支援学校開校（県から財政支援）	

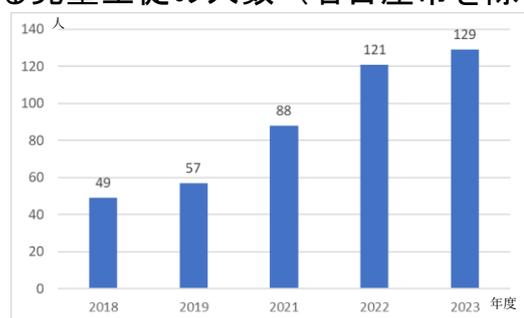
◇特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

2024年度 建築単価（文部科学省） 271,300円/㎡
 2021年度 本県にしお特別支援学校施工単価 約458,000円/㎡

◇小中学校の特別支援学級や通級による指導の対象者の増加（本県公立）



◇小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の人数（名古屋市を除く）



◇小中学校に在籍する児童生徒の障害の状態の多様化（本県公立）

小中学校に在籍する児童生徒のうち、特別支援学校の就学基準に該当すると考えられる障害が重度な児童生徒数（名古屋市を除く）	2021年度	2022年度	2023年度
	1,496人	1,518人	1,504人

◇通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合（文部科学省の調査結果に基づく推定値）

小中学校	高等学校
全体の約 8.8%	全体の約 2.2%

28 就業支援・職業能力開発等の推進について

(内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、総務省)

【内容】

- (1) 人手不足に直面する中小企業の人材確保に向け、新規学卒者等への就職支援や人手不足分野の人材確保支援の更なる強化を図るとともに、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (2) ワーク・ライフ・バランスの一層の推進に向け、中小企業における年次有給休暇や男性の育児休業の取得促進、テレワークの導入と定着に対する支援の更なる充実を図ること。また、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (3) 若者、就職氷河期世代、高齢者、障害のある人、外国人等多様な人材が、社会経済の担い手として活躍するために必要となる支援に国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (4) 技能検定に係る受検料減免について、若年者の入職促進の観点から、対象者の年齢及び受検級を拡大し、恒久的な制度とすること。更に、技能検定申請等手続のデジタル化にあたっては、利便性の向上や効率化が図られるよう、関係機関と十分に調整した上で検討を進めること。
- (5) 2028年技能五輪国際大会の招致実現に向け、国を挙げ全力で取組を進めるとともに、候補会場となる愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)を技能の甲子園としてアピールできるよう、2024・2025年度技能五輪全国大会・全国アビリンピックの開催にあたり必要な支援を行うこと。更に、国際大会で活躍できる日本人選手の強化に向けた取組を充実すること。

(背景)

- 中小企業の人手不足は喫緊の課題であり、本県独自の奨学金返還支援制度の創設等の取組を進めているが、地域産業を支える中小企業の人材確保については、更なる支援が必要である。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、本県において国の目標値を下回っている取組の促進を強力に進めていく必要がある。
- 就職氷河期世代への支援については、政府の「就職氷河期世代支援プログラム」が2024年度で終了するが、就労や社会参加に向け、一人一人の状況にあわせたきめ細かな支援が求められており、今後も取り組む必要がある。

○ ジョブコーチや障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者が不足しており、難病患者など様々な障害に対応できるよう地域の障害者雇用支援の実態に即した人員の配置等が必要である。

○ I T人材を始め、人材の確保が困難な職種・分野での外国人材の活用が必要である。

○ 技能検定制度について、若者の入職促進・職場定着に繋げるため、減免措置の対象者を拡大するとともに、円滑な運営にあたり頻繁に改正されることなく恒久的な制度とすることが必要である。

また、本県では、ペーパーレス化による技能検定採点事務の効率化を検討しているが、国において運用開始が予定されているシステムと、協会の独自システムとの互換性が確保される等、受検申請者と協会が利用しやすいものとなる必要がある。

○ 日本一のモノづくり県である本県に技能五輪国際大会を招致することにより、わが国の産業人材の育成を先導し、「産業首都あいち」を世界にアピールできる。

国際大会の招致には、2023年度から本県で3年連続開催となる技能五輪全国大会・全国アビリンピックの主要会場であるAichi Sky Expoでの大会開催ノウハウの蓄積と技能五輪のイメージの定着が重要である。

加えて、招致が実現した場合、大会の盛り上げには日本人選手の活躍が必要である。

(参 考)

◇ ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況

項目	目標値 (国)	実績 (愛知県全体) (2023年)	
			うち中小企業
年次有給休暇取得率	70%(2025年)	66.7%	62.9%
男性の育児休業取得率	50%(2025年)	25.7%	29.8%
テレワーク導入率	55.2%(2025年)	—	21.4%

◇ 技能検定受検者数の状況 (定期試験) (2022年度)

() は2021年度 【】内は全国での順位

全国 (全体)	愛知県 (全体)	愛知県 (高校生)
122,730人(139,242人)	13,344人【1】(14,030人【1】)	1,197人(1,043人)

◇ 技能五輪全国大会・全国アビリンピックの開催(2023年度～2025年度)

	2023年度大会(国等主催)		2024年度大会		2025年度大会	
	技能五輪	アビリンピック	技能五輪	アビリンピック	技能五輪	アビリンピック
日程	2023.11.17～21	2023.11.17～19	2024.11.22～25	2024.11.22～24	2025.10.17～20	2025.10.17～19
会場	Aichi Sky Expo他	Aichi Sky Expo	Aichi Sky Expo他	Aichi Sky Expo	Aichi Sky Expo他	Aichi Sky Expo
主催	厚生労働省 他	J E E D ※	厚生労働省、愛知県 他	JEED※、愛知県	厚生労働省、愛知県 他	JEED※、愛知県

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

29 外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて

(内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省)

【内容】

多文化共生社会を支える環境の整備

- (1) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針を示すこと。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、今後も拡充を図ること。特に、外国人の社会参加と活躍を促進し、共生社会の担い手となるような体制構築のための支援策や財政措置を拡充すること。
- (2) 多文化共生社会の実現の観点から、外国人の受入れ環境の整備等に係る国、地方自治体、関係機関、事業主等の役割を明確に示すとともに、地方自治体の取組に対して十分な財政措置を講ずること。
- (3) 日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めること。また、外国人材を受け入れる企業等に対し、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組や、教育訓練の実施に対する支援策を引き続き講ずること。
- (4) 医療機関等に医療通訳者派遣等を行う環境を整備・運営する地方自治体に対して財政措置を講ずること。また、通訳料の保険適用など、医療通訳者派遣等を利用する外国人及び医療機関等の負担軽減措置を講ずること。

外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (5) 日本語教育機関の認定制度及び国家資格の整備にあたっては、生活支援等の役割も担う地域日本語教室の活動など、地域における日本語教育の実状に十分配慮すること。また、地方自治体が推進する地域日本語教育の体制づくりに対して、財政措置の拡充を図ること。
- (6) 日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。
- (7) 学習支援、生活適応支援の充実のため、国が責任を持って、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実、当該人材に係る登録制度の構築、プレスクール及び日本語初期指導教室の運営等に対する財政措置の拡充

を図ること。また、高等学校等における特別の教育課程を編成して行う日本語指導について、1年次に十分行えるようにするため、必履修教科・科目に替えて実施できるようにするなど、より弾力的な運用を可能とすること。

(背景)

- 出入国管理及び難民認定法等の改正により、今後も更なる在留外国人の増加、多国籍化が進むと見込まれる中で、2024年6月に改訂された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一層の拡充、地方自治体が行う取組に対する十分な財政措置などが重要となる。

2024年4月施行の「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の趣旨に沿って、外国人が日常生活および社会生活を円滑に営むことができるよう、日本語教育の環境整備に国が責任を持って取り組む必要がある。

また、2023年10月末時点で、本県の外国人労働者が初めて20万人を超えるなど、外国人労働者数が増加しており、より一層適正な雇用管理等が必要である。

(参 考)

在留外国人数の状況

各年12月末、単位：人 []内は全国での順位

	全 国	愛知県	ブラジル	中国	ベトナム	フィリピン	その他
2021年	2,760,635	265,199 [2]	59,300 [1]	44,029 [6]	43,927 [1]	39,149 [1]	78,794
2022年	3,075,213	286,604 [2]	60,397 [1]	43,918 [6]	49,719 [1]	41,918 [1]	90,652

外国人労働者数・外国人雇用事業所数の状況 (2023年10月末)

単位：人、()は2022年10月末、[]内は全国での順位

	全 国	愛知県
外国人労働者数	2,048,675 (1,822,725)	210,159 [2] (188,691 [2])
外国人雇用事業所数	318,775 (298,790)	25,225 [2] (23,850 [2])

本県の外国人児童生徒への日本語教育の状況等

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 [上位3県 (2021年5月1日現在)、単位：人]

都道府県	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校等	合 計
1 愛知県	7,169	2,826	1	753	10,749
2 神奈川県	3,558	1,066	19	618	5,261
3 静岡県	2,582	947	0	254	3,783
全 国	31,189	11,280	339	4,811	47,619

※日本語教育適応学級担当教員の配置数 730人 (愛知県：2024年度)

30 どのような環境にある子どもも家族と共に平等に 生活が営める社会の実現について

(法務省、こども家庭庁)

【内容】

- (1) 事実婚であっても、子の共同親権を前提として認めるなど、カップル間のパートナー契約に、婚姻に準じた法的保護を与える新たな届出・登録制度（日本版 PACS）を創設し、民法の改正を始め必要な法整備等を行うこと。
- (2) 出生届における嫡出子、非嫡出子の記載の廃止など、婚外子差別につながる法制度の見直しに取り組むこと。
- (3) 婚姻を選択しないカップルの子どもへの差別意識の根絶に向けた教育や啓発に取り組むとともに、病院でのパートナーの入院や手術における同意、生命保険の受取人の取扱いなど、民間レベルの社会慣行についても関係者の理解促進に取り組むこと。

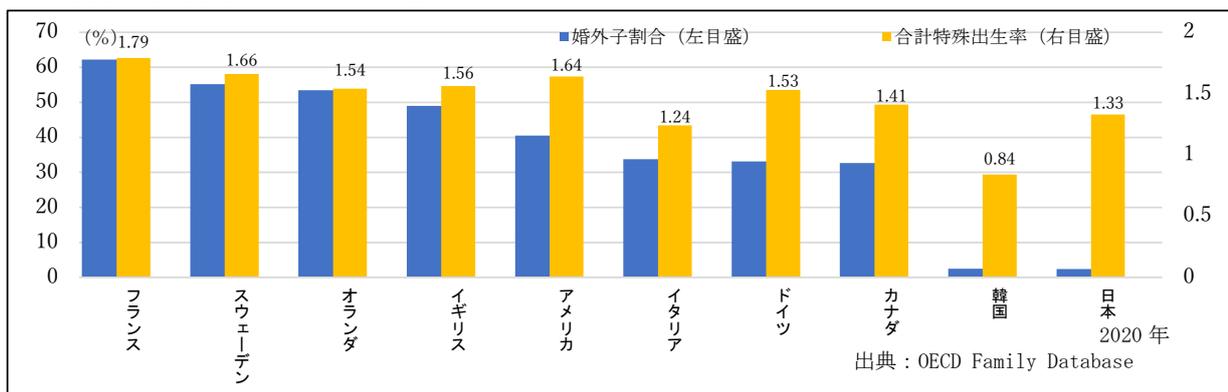
(背景)

- 我が国の出生数は、2022年に統計調査開始以来、初めて80万人を下回った後も継続して減少するなど、少子化の流れに歯止めがかからない状況にある。その最大の要因は、婚姻数の減少であり、コロナ禍がさらにその動きに拍車をかけることになった。
- こうした少子化の進行は、国家存続にも関わる大変な危機であり、安心して子どもを産み、育てられる社会を実現していくため、あらゆる対策を講じていく必要がある。
- 法律婚主義の我が国では、結婚していない両親から生まれた婚外子（非嫡出子）は、原則として母親の単独親権になるほか、父子関係を生じさせるためには、父親の認知が必要となるなど、法的に不安定な状況に置かれることになる。また、子どもをつくるのは結婚してからという意識が強い我が国では、婚外子への差別意識も根強く残っている。
- 欧米では、事実婚家庭の子どもを法的に保護する制度がつくられており、例えばフランスでは、PACS（連帯市民協約）を結んだカップルとその子どもは、法律婚と同等の親子関係が保障されている。そのことがフランスの出生率の高さに繋がっているとの指摘もある。
- 親が婚姻を選択するかどうかに関わらず、その子どもが家族と共に安心、平等に生活を営める社会を実現していく必要がある。

(参 考)

◇婚外子割合と合計特殊出生率

○ フランス、スウェーデン、オランダ、イギリス、アメリカ等では婚外子割合が高く、合計特殊出生率も高くなっている。



◇婚姻せずに事実婚を選択した場合に生じる課題

- 婚姻届を提出せず、事実婚の状態にある人は成人人口の2～3%。
- 法律婚主義の我が国では、事実婚家族は、親権や相続や税などの面で様々な制限がある。

<事実婚を選択した場合の主な制限>

- ・ 子どもが婚外子（非嫡出子）となる（父子関係を生じさせるためには認知が必要）
- ・ 子どもの親権は原則母親の単独親権となる（両親の共同親権とするためには協議が必要）
- ・ 税制上の優遇（配偶者控除等）が受けられない
- ・ 相続権がないため、パートナーの死亡後、相続が受けられない
- ・ 社会慣行として、
 - 病院で、パートナーの入院や手術の同意書にサインできない
 - パートナーを生命保険の受取人に指定することができない
 - パートナー間の収入合算ができないため、住宅ローンを組むことができない など

◇欧米諸国における、事実婚家族に法的保護を与える制度

- フランスでは、同性、異性を問わず非婚カップルの保護を目的に、1999年に連帯市民協約「PACS」を創設。近年、PACSを選択する異性カップルが結婚を選択するカップルと肩を並べるレベル(婚姻：56.6%、PACS：43.4%)まで増加。
- スウェーデンや、オランダ、イギリスなどの欧米諸国でも、事実婚を保護する制度が作られており、親権を始め婚姻に準じた権利が与えられている。

<フランスでのカップル形態による法的保護の比較>

		同棲	PACS	婚姻
手続き	成立手続き	手続きなし	契約締結後、役所の身分吏に届出	挙式前の公告後、役所で身分吏による公開の挙式
	解消手続き	手続きなし	役所への届出 一方による解消可能 一方または双方の婚姻により自動的に解消	原則裁判離婚 2016年法改正により裁判外での双方合意離婚も可能
子・家族	父子関係の成立	規定なし（認知が必要）		父性推定
	親権	共同親権		
	子の区分	嫡出子、非嫡出子の区別なし		
相続	相続権	なし（財産を承継させたい場合は、遺言が必要）		あり
	遺族年金・寡婦手当	受給権なし		受給権あり
税	相続税	遺贈額の60%	2007年8月22日以後開始したカップル間の相続・遺贈から税免除	
	所得税	個別課税	共同課税	